

## 政務活動費制度の検討結果について（答申）

令和4年3月14日  
京都府議会運営委員会

### 1 菅谷議長からの要請内容（令和3年7月5日議会運営委員会）

府民への説明責任を果たすため、政務活動費の使途の一層の透明化・適正化に向けた政務活動費制度のあり方の検討

### 2 答申

政務活動費に係る住民監査請求に対する監査結果（令和3年6月10日付け）における監査委員からの「透明性の更なる向上」に関する要望のほか、政務活動費に関する裁判例、全国議長会の見解、他府県議会の運用状況等を踏まえ、現行の政務活動費制度の検討を実施することにより、政務活動費の使途の透明化・適正化を図る。

併せて、政務活動費の適正な執行、使途の透明性に資するよう作成している「政務活動費運用マニュアル」の内容が、「分かりやすく記載されているか」等の観点での点検・見直しを行い、府民への説明責任の強化を図る。

#### （1）政務活動費の使途の透明化・適正化に向けた制度の見直し

##### ①親族雇用に係る人件費への政務活動費の充当

（住民監査請求上の論点）

##### （住民監査請求上の論点）

生計を一にする親族の職員雇用に係る人件費で按分率の上限が3分の2を超えて政務活動費が計上されているものについて、他府県や京都地裁判決に照らして、3分の2を超える支出部分は不適正な目的外支出である。

## (論点に対する検討)

府議会においては、親族雇用に係る人件費の支出の透明化を図る観点から、雇用契約書や勤務実績表等の勤務実態を証する書類の提出に加え、親族間で給与（人件費）を支払う場合は、振込みによることを徹底し、領収書の写しのほか、振込明細書の写し（引き落としの場合は、通帳の関係部分の写し）の提出を求めるとともに、当該提出書類の府議会ホームページでの公開などによって、使途の透明化・適正化を図ってきたところであり、親族であることをもって人件費への政務活動費の充当が、違法とされた裁判例はないところである。

しかしながら、勤務実態や生計内における支出に対する府民の誤解を招く恐れがあることも否定できないため、親族に係る政務活動費の使途基準について検討を行った。

## (結論)

人件費の支出の一層の透明化・適正化を図る観点から、生計を一にする親族の雇用に係る人件費については、政務活動費の充当を不可とする。

### ②ホームページ運営費に係る経費への充当

(裁判例等に基づく論点)

#### (裁判例等に基づく論点)

ホームページの作成・維持・更新に係る経費については、現行の「政務活動費運用マニュアル」上では、政務活動費を充当できる活動と政務活動費を充当できない活動に関する情報の量により按分する取扱いとしている。

しかしながら、「ホームページ上に掲載された情報の専有面積は判断しがたい」とされた裁判例がある。

現行の「政務活動費運用マニュアル」上、政務活動の割合（使用割合等）が明らかでない場合は、按分率を2分の1とすると定めている。

(結論)

政務活動費の支出の一層の透明化・適正化を図る観点から、ホームページ運営費については、政務活動費を充当できる活動に関する情報量の算定が困難であるものとし、政務活動の割合が明らかでない場合における按分率2分の1を適用する。

(2) その他政務活動費の使途の透明化・適正化に向けた検討

①事務所費、事務費、人件費の合計額の上限設定について

(住民監査請求上の論点)

(住民監査請求上の論点)

調査研究費、研修費等の調査研究活動そのものの行為に要する費用の支出が少額で、政務活動を行ったという説明責任が果たせておらず、事務所費、事務費、人件費の合計額の80%を超える支出部分は不適切な目的外支出である。

(論点に対する検討)

そもそも政務活動費は、地方自治法の改正により、従来の政務調査費を見直すことにより制度化されたものであるが、その改正内容は、交付目的が「政務調査費に資するもの」に限定されていた政務調査費について、議員活動の活性化が図られるよう、地方自治法上「その他の活動」という文言を追加することで、議員活動である限り、条例で使途を拡大できるようにした一方、その透明性の確保が従前にも増して重要になると考えられたため、議長に使途の透明性確保の努力義務を課したというものである。

この法改正の趣旨を踏まえ、府議会では、有識者の参画も得ながら検討を行い、「京都府政務活動費の交付に関する条例」に、事務所費、事務費、人件費も含め、法の許容する範囲で使途を広く認める一方で、その広く認められた使途に対しては、議員が説明責任を果たし、府民の理解が得られるよう、使途の透明性を担保する「政務活動費運用マニュアル」等を整備した。

さらに、府議会では、同制度の運用開始後も、使途の透明性を一層向

上させるため、同条例や「政務活動費運用マニュアル」等の見直しを不断に行っている。

「交付の対象」、「交付の額」、「交付の方法」及び「政務活動費を充てることができる経費の範囲」は、法からの条例委任事項であるが、その趣旨は、「各自治体が、それぞれの団体の規模、地域の実情、議員の調査研究活動の実態等の諸事情を考慮して、その裁量判断により条例でもって定めることができるようにした」と解されており、監査結果においても裁量が認められている。

#### (結論)

以上のおり、府議会としては、議員活動を広く認める一方で、どの経費区分に属するものであっても、用途の透明性の向上を不断に行うことが政務活動費制度の趣旨に則った基本的対応であると認識しており、その意味で、事務所費と人件費の合計額の交付額に対する上限を定める理由はない。

#### ②会派と議員の交付額配分制度について

(住民監査請求上の論点)

#### (住民監査請求上の論点)

府議会において、会派が、議員分と会派分の政務活動費を裁量的に配分できるようにしていることに関し、議員に多く配分されない場合、政務活動費が党全体の活動費に使われていることとなり、政務活動費制度の趣旨を逸脱している。

#### (論点に対する検討)

会派による交付金の配分制度は、「京都府政務活動費の交付に関する条例」の制定に際し、有識者の参画も得ながら、議論した上で定めたものであるが、「住民福祉の向上を目指し、最も効率よく、より積極的に行われるよう、決められた予算の枠の中で目的のために最大限使われることが望ましく、各会派の活動がより弾力的となるように会派で配分額を決定される方法でよい」という有識者の意見や、また、京都府以外に8府県で採用されているという全国状況も踏まえて、条例上の制度として採用したという経過がある。

そもそも会派は、議員の活動を円滑に行う等（京都府議会基本条例第7条第1項）のために結成される任意団体であり、会派活動の目的には、所属議員の政策能力の向上に努めることが含まれる（同条第2項）のであって、政務活動費の対象外である政党活動の主体たる政党とは異なるものである。

#### （結論）

政党の活動費に使われる経費は、政務活動費の使途基準を逸脱し、もとより対象外であり、現行基準上においても、政務活動費が党の活動費に使われている事象は生じていない。

府議会としては、上記の制度制定時の考え方は、引き続き妥当であると考えため、会派と議員の交付額配分制度を改正する理由はない。

### （3）「政務活動費運用マニュアル」の点検・見直し

府議会ホームページで公開している「政務活動費運用マニュアル」に記載の「使途基準の考え方」、「補足説明等」については、府民の皆様が、府議会における政務活動費の使途の透明性・適正性を確認いただく際の基準や目安となるものである。

よって、「現在の府議会の考え方が十分に分かりやすく記載され、説明できているか」という観点から、不断に点検と見直しを行うことが求められる。今回、見直しを提言する事項に加えて、状況の変化に応じた記載内容の充実や記載表現の明確化、例示の追加、「政務活動費運用マニュアル」で引用している全国議長会の資料の時点修正に伴う文言の反映など、引き続き必要な点検・見直しを行うべきである。

### 3 上記2の（1）の実施時期について 令和4年度の交付分から適用